

6月から加算対象となった事業所様！ 現行加算未取得の事業所
 上位加算を目指す事業所、制度改定への対応に不安を感じている経営者様、事務担当者様へ

処遇改善加算を取得して 人材確保に繋げよう！！

無料セミナー

処遇改善加算取得のための会場開催セミナーのご案内

「何から始めればいいのか？」の不安を解消。今すぐ動かないのは、経営リスクです。
 令和8年6月より、処遇改善加算は改定されました。
 近隣の事業所が次々と上位加算へ移行し、賃金引き上げによる人材確保を強化する中、現行体制のままでは相対的な採用競争力の低下や、大切な職員の流出を招く恐れがあります。
 しかし、ハードルを感じる必要はありません。令和8年度も「みなし措置」が用意されています。これは、キャリアパス要件や職場環境要件を今すぐ満たしていなくても、「年度中に整備する」と誓約するだけで算定をスタートできる仕組みです。
 「難しそう」「書類が多そう」という理由で、得られるはずの加算を諦めていませんか？本セミナーでは、介護経営・労務の専門家が、実務に即した最短ルートを解説します。物価高騰に負けない人材定着の基盤を、この会場セミナーで手に入れましょう。！！

セミナー日程

開催月日	会場
7月7日(火)	高山市民文化会館 403会議室
8月19日(水)	可児市福祉センター 2階第1会議室
8月28日(金)	セラミックパークMINO 小会議室
9月11日(金)	大垣市情報工房 5階セミナー室
9月14日(月)	ワークプラザ岐阜 3階大会議室

※時間は、各回とも14:00~16:00(受付13:30より)



セミナーの主な内容

- ① 処遇改善加算等の概要
 専門家が実務上の留意点を含め、ポイントを絞って解説します
- ② キャリアパス要件の解説
 要件の整備方法など、具体的な要件充足のポイントを伝授します。
- ③ 介護職員、その他の職員への配分の考え方
- ④ 月額算定要件
 月給(月割り)への反映方法など、支給要件として遵守すべき実務上のルールを確認します。
- ⑤ 職場環境要件の解説
 算定に必須となる賃金以外の処遇改善項目について、効果的な取組例を紹介します。
- ⑥ 居宅介護支援サービス事業所様へ加算要件を整理し解説し

セミナー講師



瀬瀬社会保険労務士事務所
 二次元コード



瀬瀬社会保険労務士事務所
 所長 瀬瀬 敦(こうけつあつし)氏

《お申込み問い合わせについて》 申込書をFAX等でお送りください。

公益財団法人介護労働安定センター岐阜支部 処遇改善加算事務局

TEL:058-264-6846 FAX:058-264-6848

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gifu/contents/3.html>

処遇改善加算取得促進支援事業

